

〔資料紹介〕

ソビエト連邦の1991年ストライキ法

網 屋 喜 行

〔解説〕

1989年10月9日、社会主義国ソ連は、ストライキ法（正式名称は「集団的労働紛争〔争議〕の解決手続に関する法律」）を成立させた。そこで、私は、「法律時報」1990年1月号に、「ソ連のストライキ法について—解説と訳」を発表した。これは、上記のストライキ法について、その成立の背景及び経過を明らかにしつつ、同法の条文（15条）とその草案（12条）を訳出・紹介したものであった。

その後、ソ連は、1991年末に、70年に亘る歴史を閉じたのであるが、同年5月20日、ソ連最高会議は、新しいストライキ法（17条）を採択していた。ところで、この1991年のストライキ法は、連邦の崩壊と共に失効した訳ではなく、実は、ロシア連邦の現行法なのである。従って、1991年5月のソ連邦ストライキ法を紹介することは、資本主義国ロシア連邦の現行ストライキ法を明らかにすることでもある。そこで、本稿は、1991年ストライキ法を紹介しつつ、併せて、ストライキに関する2つの大統領令をも紹介することとした。2つの大統領令とは何か。まず、1991年のストライキ法成立寸前の5月16日、ゴルバチョフ・ソ連邦大統領が、基幹産業におけるストライキの禁止を内容とする命令（ウカース）を発していた。他方、1991年11月、エリツイン・ロシア連邦大統領も、

ストライキに関する命令を発令したのである。こういう次第で、本稿は、1990年に発表した資料の続編である。

さて、Д. フェーディングが、「国家と法」誌（「ソビエト国家と法」誌が名称を変更したもの）1992年第3号で、1991年ストライキ法採択のいきさつを指摘しているので、同法理解の一助として、次に、訳出しておく。

「法律（1989年ストライキ法のこと一網屋）の採択後間もなく、この法律に対して、勤労者の方も政府の方も満足していないことが明らかになった。勤労者の考えによると、この法律の権威は零に近いものであった。というのは、この法律は集団的労働紛争の解決を促進しなかったし、また、裁判所の判決までが、そのことを相当程度、『援助した』からである。つまり、裁判所の判決は、その法律の規定を粗雑に用いることで、ストライキを多くの場合、根拠なく違法と宣告したのである。政府の立場によると、この法律は期待に応えていなかった。というのは、この法律がストライキを未然に防止しなかったからである。つまり、政府は、この法律の採択に音頭をとった時以来、隨時、登場して、文字通りストライキの未然防止に努めていたのである。この法律に対する両者の不満がもたらしたものは、一方、労働者側における、法を無視したストライキの継続であり、他方、政府の側における、法の改正を目指す方針の採用であった。その結果、1991年5月20日、集団的労働紛争の解決手続に関する法律の新しい版が採択された」（フェーディン「2つのストライキ法—比較的分析」前掲誌P49～P55所収）。

I. ソビエト社会主義共和国連邦大統領の「国民経済の基幹部門における安定的労働を保障するための緊急措置」に関する命令（1991年5月16日）

国民経済は危機的状況にある。生産は低下し、国民所得は既に10%縮少している。数千の企業が、経済連関の崩壊によって、その活動を停止しようとしている。数百万の失業者が発生しかねない。とりわけ、すべての企業の正常な活

動が依存している基幹部門の場合、特別の措置が必要な状況である。

大統領は、ソ連最高ソビエトが、経済を危機から救うため、連邦大統領及び諸共和国の最高役職者との1991年4月23日付の共同声明の形で支持を与えた計画を、指針としつつ、以下のことを決定する。

1～4 (省略)

5. 大統領は、集団的労働紛争（争議）解決手続法第11条の、石炭・石油・ガス・化学・製油の各産業及び冶金工業に対する適用の拡大及び労働紛争（争議）解決手段としての労働停止について、承認する。

生産の侵害者は、自らの行為が、性質上、刑事責任を発生させない場合には、法律に従い、行政的責任を問われる。

6・7 (省略)

II. ソビエト社会主义共和国連邦の「集団的労働紛争（争議）の解決手続」に関する法律（1991年5月20日）

第1条

I この法律は、企業・施設・団体の管理部を一方の当事者とし、労働集団（構成部分の集団）または労働組合を他方の当事者とする、企業・施設・団体における労働と社会生活に関する新しい社会・経済条件の制定またはそれらに関する現行の条件の改正、団体協約及びその他の合意の締結及び履行に関する、集団的労働紛争（争議）を解決する手続を定める。

II この法律の定める集団的労働紛争（争議）解決の手続は、2及びそれ以上の企業・施設・団体の労働集団または労働組合と、対応する管理機関との集団的労働紛争（争議）に対しても、適用される。

第2条

I 労働集団または労働組合の、この法律の第1条が指摘する問題に関する要求は、総会（代議員会議）が、当該集団の構成員、労働組合または代議

員会議の代表の過半数の賛成で作成し、承認する。

II 集団または労働組合が提起した要求は、書面で明らかにし、企業・施設・団体の管理部に提出する。

III 労働集団または労働組合の利益は、それらの委任を受けた機関が代表する。

IV 企業・施設・団体の管理部は、提起のあった要求を、要求受理の日から3日以内に審理し、また、審理結果を直ちに通知しなければならない。採択した決定は、書面で明らかにし、労働集団または労働組合の全体に通知しなければならない。

V この法律の第1条が規定していない問題に関する要求は、審理の対象にならない。

VI 管理部は、集団的労働紛争（争議）のそれぞれの場合について、人民代議員地方ソビエトに通報しなければならない。

第3条

I 労働集団または労働組合の要求であって、拒否されたものまたは部分的に実現したものは、労働調停委員会及び労働仲裁機関が審理する。

II 当事者のどの側も、調停手続への参加を拒否することができない。

第4条

I 調停委員会は、一方の当事者の要請にもとづき、同数の当事者代表で構成され、労働集団または労働組合の要求を、5日以内に審理する。委員会は、労働集団、管理部人民代議員地方ソビエト執行機関、利害関係をもつその他の機関と、協議を行う。また、発生している集団的労働紛争（争議）を調整するため、そのもつてている一切の可能性を利用しなければならない。

II 委員会の決定は、両当事者の交渉を基礎とする合意に基いて採択され、議事録に記載され、また、当事者に対する強制力をもつ。

III 調停委員会において、集団的労働紛争（争議）の解決するための合意が得られない場合、仲裁機関が組織される。

第5条

- I 仲裁機関は、集団的労働紛争（争議）の両当事者が、10日以内に、対応する人民代議員ソビエト執行・運営機関の参加の下で組織する。
- II 仲裁機関の量的構成と人的構成は、両当事者が、争議の都度、決定する。
- III 人民代議員・労働組合機関の代表、労働・社会問題機関の代表、専門家、経験者及びその他の者は、仲裁機関の構成員になることができる。
- IV 集団的労働紛争（争議）の審理は、仲裁機関が、両当事者の代表、及び必要な場合には、利害関係をもつ他の機関の代表を、義務的に参加させて行う。
- V 仲裁機関は、組織された日から2日以内に、決定を行わなければならぬ。
- VI 仲裁機関の決定は、両当事者が予め合意していた場合、義務的に履行される。

第6条

- I 両当事者と調整機関は、集団的労働紛争（争議）が発生した原因と事情を除去するため、一切の可能性を利用しなければならない。
- II 調停委員会と仲裁機関は、両当事者の見解の相違を調整できない場合、書面で調整不能の原因を、労働集団または労働組合に通告する。この場合、労働集団または労働組合は、この法律の第2条によって提起された要求を充足するため、企業・施設・団体に対する労働の全面的または部分的な停止（不就労・労働義務の不履行）つまりザバストーフカ（ストライキ）を含む、法の規定する他の一切の手段を利用することができる。

第7条

- I ストライキは、集団的労働紛争（争議）を解決する最終的手段である。
- II ストライキに関する決定は、労働集団または労働組合の集会（代議員会議）が、秘密投票で行い、当該労働集団または労働組合（代議員会議代表者）の構成員の3分の2以上が賛成した場合、採択したとみなされる。ス

トライキの指導は、労働集団または労働組合の委任を受けた機関が行う。

III 何人も、ストライキへの参加またはそれからの離脱につき、強制されることはない。

IV 管理部は、ストライキの開始とその継続可能性について、書面による予告を、2週間以内に受けなければならぬ。

V 管理部は、ストライキの差し迫った可能性につき、直ちに、納入業者、消費者、輸送組織及びその他の関連企業・施設・団体に対して、予告を行う。

第8条

I ストライキの指導機関は、立法及びこの法律の規定する権利の枠内で行動し、ストライキの間、労働集団または労働組合の利益を代表し、発生した集団的労働紛争（争議）の解決経過に関する情報を、マスコミを通じて住民に提供する。こうした権限は、当事者が集団的労働紛争（争議）の調整に関する合意に署名した場合またはストライキが違法とみなされた場合には、停止される。

II 両当事者またはその委任を受けた機関は、集団的労働紛争（争議）解決の過程で作成された合意の諸条項が履行されるように、監督を行う。

第9条

I ストライキは、以下の場合、違法とみなされる。

1) 憲法的制度の変更・国家権力最高機関の召集・解散または活動手続の変更・国家権力機関の指導者または国家及び共和国の指導者の解職に関する要求、及び民族的・人種的平等への違反もしくは国境の変更を誘致する要求を含む、政治的動機に基く場合

2) この法律の第2条から第4条の規定を遵守せずにストライキを通告した場合、この法律の第5条・第7条・第10条・第12条の要請に反して、ストライキを開始し継続した場合

II 通告されたストライキまたは開始されたストライキを違法とみなす旨の

決定は、州に分割されていない共和国の裁判所・道裁判所、州（市）裁判所、自治州裁判所及び区裁判所が、企業・施設・団体・人民代議員地方ソビエト執行・運営機関または対応する検察官の、然るべき申立の後10日以内に行い、ストライキの指導機関及びマスコミの手段を通じて、労働集団または労働組合に伝達する。

III ストライキを違法とみなす旨の決定は、ストライキの指導機関が決定の写しを受けとった日の翌日までに、労働集団または労働組合に対し、ストライキの取消または中止と労働の再開を義務づける。

第10条

I ソ連邦大統領は、2ヶ月までの期間、ストライキの実施を延期させ、またはストライキを中止させることができる。

II こうした権限は、共和国法が別途に定めていない場合、共和国の最高役職者または最高権力機関に、与えられる。

第11条

管理部、人民代議員地方ソビエト執行・運営機関、労働集団またはストライキに参加している労働組合及びストライキ指導機関は、企業・施設・団体の活動機能の保障、国家財産・社会財産の保全、適法性と社会秩序の維持にとって必要な措置を、講じなければならない。

第12条

I 集団的労働紛争（争議）解決手段としての労働の停止は、人民の生命と健康に脅威をもたらす場合、鉄道・都市の公共輸送（地下鉄を含む）、民間航空・通信・エネルギー、国防部門（国防用製品の製造に直接従事する分野における）の企業・団体の場合、国家機関の場合、国の防衛・法秩序及び安全保障に関する課題の遂行を担う企業・団体の場合、また労働の一時停止が重大かつ危険な結果と結びついている連続操業の工場においては、許容することができない。

II 上記の企業・団体の労働集団または労働組合は、この法律の第4条と第

5条が規定する調停手続を遵守した後、その法律上の権利と利益を守るために、ソ連邦大統領またはソ連首相、共和国最高役職者に、援助を求めることができる。大統領等は、労働集団等の要求を審理し、1ヶ月以内に然るべき決定を行う。共和国は、立法によって、そうした要求を審理する別の手続を定めることができる。

第13条

- I ストライキ（この法律の第9条が規定するストライキの場合は除く）への参加が、労働規律の違反とみなされることはありえない。また、立法上定められている懲戒罰またはその他の制裁が科されることはない。
- II ストライキに参加した労働者は、ストライキの期間に対し、賃金の保障を受けない。
- III 労働集団または労働組合は、任意の納付金と寄附金にもとづくストライキ基金及び特別の保障基金を、創設することができる。
- IV ストライキに参加しなかったが、ストライキのために、労働を履行する可能性をもたなかった労働者は、その責に帰すことのできない労働停止の代償として、法律の定めよりは少なくない範囲で、賃金の保障を受ける。

第14条

- I 裁判所が違法とみなしたストライキの組織者またはそうしたストライキの参加者は、労働規律の違反者とみなされ、法の定める懲戒罰を科される。
- II 労働者は、違法なストライキに参加し、この法律の第9条第3項が定める期間内に、労働を再開しなかった場合、団体協約及び合意が定めている追加的制裁を科される。
- III 集団的労働紛争（争議）の発生または調停委員会もしくは仲裁機関の決定の履行遅延につき、責任のある管理者及びその他の役職者は、職務からの解任を含む規律責任を負わされる。また、その者の行為が物的損害の原因となった場合は、平均賃金3ヶ月までの範囲でまたは契約の定める範囲で、物的責任を負わされる。

第15条

- I 他の企業・施設・団体または市民は、ストライキの結果として蒙った損害につき、現行法に従って賠償を受ける。
- II 所有者が、労働集団の決定にもとづいて行われた違法なストライキの結果として、損害を蒙った場合、裁判所の手続により、企業・施設・団体の消費基金の中から、賠償を受ける。
- III 違法なストライキが労働組合のイニシャティブで行われた場合における損害の賠償は、労働組合の資産を引き当てにし、裁判所が当該労働組合の財産関係規定を考慮して下した決定の枠内で行う。

第16条

当事者の利益代表者であって、この法律の第2条第4項、第3条第2項、第4条第2項第3項及び第5条第4項の定める規定に違反した者は、裁判所の決定により、1000ルーブル以内の範囲で、罰金を科される、また役職者は、3000ルーブル以内の罰金が科される。

第17条

- I 裁判所が違法とみなしたストライキを組織した者またはストライキを違法とみなす旨の決定もしくはストライキの延期もしくは中止（第9条・第10条）に関する決定を履行しなかった者、また違法なストライキの継続を要求した者またはストライキの中止を阻止した者は、解雇を含む懲戒罰が科される。裁判所は、その決定により、こうした者に対し、3000ルーブル以内の範囲で、罰金を科することができる。
- II 暴力または暴力を加える旨の威嚇によってストライキを強制した者は、1年間の自由剝奪または刑罰執行機関が定める場所における1年内の矯正労働によって処罰される。
- III ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国大統領の「社会的パートナーシップと労働紛争（争議）の解決」に関する命令（1991年11月15日）

大統領は、社会的労働関係の分野における社会的パートナーシップ制度を創設するために、また市場経済に移行する条件の下における労働紛争を解決するために、以下のことを決定する

- 1 ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国政府、労働組合共和国連合の権限ある代表及び企業家間の、社会的経済的問題に関する総括的協定は、共和国のレベルで、毎年、締結されるものとする。この協定は、住民雇用分野における両当事者の義務、市民に対する社会保障の年次的改善、住民中の最も脆弱なグループに対する社会的保護、経済の安定化と共和国社会経済計画の実現に対応する、勤労者収入の増加の保障について、規定する。
- 2 国家管理機関、労働組合及び所有者（使用者）代表の間の、部門別3当事者賃金協定の締結は、有効なものとみなされる。この協定は、当事者の相互的義務を規定して、組織・賃金支払・社会保障・勤労者の採用解雇について定め、また、生産効率の改善、労働規律の強化、労働紛争の予防及び私有化導入の際における勤労者利益の維持について、保障を与える。この協定が目指すものは、小売価格の改革を考慮に入れた労賃の増大と製造された製品量の増加との間における、経済的に根拠のある相互的関係の維持でなければならない。こうした協定は、労働条件を悪化させたり、立法の定める社会保障を侵害したり、またそれに違反してはならない。
- 3 部門別のコンツェルン、組合及びその他の企業連合は、所有形態のいかんにかかわりなく、経済の非独占化と私有を導入する期間、所有者（使用者）代表の名において、部門別賃金協定を締結する権限が与えられる。所有者の利益を代表する連盟と施設の定款は、当該部門における効率的発展にとって不可欠な、社会的経済的、組織的な条件を設定するために、諸義務を規定する。
- 4 1週間以内に、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国政府に対し、以下のことを委任する。

総括的賃金協定及び部門別賃金協定の検討と締結及び労働紛争（争議）

の調整を目的とする、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国政府の代表、労働組合の代表及び使用者の代表から成る・共和国委員会の創設について
当該委員会の法的地位、委員会の活動手続と条件、当事者の利益を代表する手續及び独立した専門家を参加させる手續を設定することについて

1992年を対象とする総括的賃金協定及び部門別賃金協定を起草し検討するための手續を作成し確定することについて

- 5 当該部門を代表する権限をもつロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の省庁、コンツエルン、会社、組合及びその企業連合は、所有形態のいかんにかかわりなく、協定草案を起草し、労働紛争（争議）を調整するための、使用者及び労働組合代表から成る・部門別委員会を、1ヶ月以内に創設する。

共和国委員会は、部門別委員会の活動を管理している社会経済機関及び国家のその他の機関の具体的代表者を、必要に応じて指名する。

- 6 共国委員会及び部門別委員会は、協定に関する見解の相違及び労働紛争（争議）から発した見解の相違を解決するために、以下の権限を与えられる。

国家の管理機関、企業・企業連合及び施設が、所有形態及び付与されている権限のいかんにかかわりなく、関係協定の条項を遂行するよう、監督を行う。

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の省庁、会社、コンツエルン及び他の企業連合の代表者及び勤務員を、労働紛争（争議）を解決する作業に参加させる。

労働紛争の調整に関して締結された協定の履行を保障しなかった役職者の責任を追及することについて、企業連合、企業及び施設を、所有形態のいかんにはかかわりなく、訪問し、勤労者の労働条件・社会経済条件更には報告書・統計資料・その他の資料及びデータを、研究する。

- 7 共国委員会及び部門別委員会は、1週間以内に、集団的労働紛争（争

議) の原因を検討し、紛争原因の解決策を策定する。

協定の条項の遵守に関して行われる争議(ストライキ)は、違法なものとみなす。

8 労働争議解決局が、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国労働・雇用省に附設される。同局の権限は、締結された協定の履行経過に対する監督と、発生した労働紛争の原因及びその除去の研究である。

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国政府は、上記の局の法的地位、職務遂行の手続と条件につき、1ヶ月以内に、起案を行い決定する。

この命令は、大統領が署名を行った時に発効する。